

業 務 委 託 基 本 契 約 書

業務委託基本契約書

〈会社名〉（以下「甲」という）と〈会社名〉（以下「乙」という）とは、甲が行う情報システム開発及びそれに付随する業務に関して乙に委託し、乙が受託することについての基本事項を定め、下記のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

- 第1条 本契約は、甲が乙に対して第2条に定める業務（以下「委託業務」という）に関し基本事項を定めるものであり、甲乙間にて別途締結する個別契約の全てに適用されるものとする。
- 2 甲または乙は、本契約及び個別契約に基づき、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

（委託業務の範囲）

- 第2条 委託業務の範囲は次の通りとする。
- （1）甲が委託する情報システムに関し、甲の指示に基づくシステム開発作業及びそれに付随する業務
- （2）前号のほかに甲乙間において別途協議して定める業務

（個別契約）

- 第3条 個々の委託業務に関する契約（以下、個別契約という）は、甲が乙に発行する注文書及び乙が甲に発行する注文請書を取り交わすことにより成立するものとする。
- 2 個々の委託業務の内容、成果物の明細、納入期限、委託料金、支払条件、その他必要な条件は個別契約において定めるものとする。
- 3 個別契約の変更については、甲が乙に発行する変更注文書及び乙が甲に発行する注文請書を取り交わすことにより成立するものとする。
- 4 個別契約は原則として本契約に従うものとする。ただし、個別契約において本契約と異なる定めをした場合は、当該個別契約が本契約に優先して適用されるものとする。

（委託業務担当者の届出）

- 第4条 乙は、本契約による委託業務を実施するにあたり委託業務を担当するに十分な技術と経験を有する者（以下、乙の技術者という）を選任することとし、乙の技術者の氏名及び経歴をあらかじめ甲に対し書面により通知するものとする。
- 2 乙は、乙の技術者を変更しようとする場合、あらかじめ甲に対し新旧技術者の氏名及び変更理由を書面により通知し、本契約の遂行に支障を及ぼさないこと

とする。

(作業場所の指定)

- 第5条 委託業務の実施にあたり、甲は乙に対して、甲の指定する場所で作業するよう要請することができるものとする。
- 2 前項の要請があった場合は、乙は作業担当者を指定場所に派遣するものとする。
 - 3 乙は、指定場所においては、乙の作業担当者の品位の保持に務め、本契約に定める事項を遵守するよう指揮監督するとともに作業担当者の労務管理上の一切の責任を負うものとする。
 - 4 指定場所においては、乙の作業担当者は甲の定める諸規則に従うものとする。

(諸費用)

- 第6条 本業務の遂行のために、乙において海外出張・地方出張などの長距離の交通費・宿泊費等の特別の費用が必要となる場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、甲は当該諸費用を負担するものとする。

(委託業務担当者の変更)

- 第7条 前条の指定場所において乙の作業担当者が、不良不都合な行為を行った場合、ないしは甲の利益秩序を損なう恐れのある場合には、甲はその理由を示し、作業担当者の変更を乙に対し求めることができるものとする。

(作業状況の報告義務)

- 第8条 乙は、甲に対して委託業務の作業状況について随時報告を行うものとし、その様式、頻度については、甲の指示に従うものとする。

(作業上の責任)

- 第9条 乙は、甲に対し委託業務に関する作業上の全責任を負うものとする。

(責任の制限)

- 第10条 乙は、甲または第三者による成果物の使用の結果については、いかなる責任も負わないものとする。
- 2 甲乙間で別途契約を締結し当該契約の中で乙の責任を明確に定義しないかぎり、乙は第三者の作業についていかなる責任も負わないものとする。但し、第20条に基づく再委託先の作業については、乙が責任を負うものとする。
 - 3 甲との契約により本業務または関連する業務に参画する甲の関係会社およびその他の再委託先を除く参画業者（以下「参画業者等」という）の成果物の瑕疵、作業遅延、作業ミスまたは契約不履行等、参画業者等の責に帰すべき事由

によりまたはその他再委託先を除く第三者の責に帰すべき事由により損害が生じた場合、乙はかかる損害または不履行につきいかなる責任も負わないものとする。甲及び乙は、本業務に関連して自らの責に帰すべき事由により相手方が何らかの損害を被った場合(第三者から何らかの請求を受けるなどして支出した合理的な弁護士費用等の費用支出を含む)、その損害を賠償するものとする。

- 4 甲が乙に提供する本業務遂行に必要な資料、情報の提供の懈怠、遅延もしくは誤り、協力の拒否、または甲の分担作業の不完全な履行等甲の責に帰すべき事由のために本業務の進捗または成果物の内容に支障が生じたとき、甲は、乙が当該本業務の進捗又は当該成果物に対していかなる責任も負うことができないことに同意する。但し、乙の責めに帰すべき事由がある場合にはこの限りではない。

(資料の提供)

第 11 条 甲は、委託業務に必要な資料を乙に提供し、乙は、委託業務完了後遅滞なくその資料を甲に返却するものとする。

(機械設備等の使用)

- 第 12 条 乙が委託業務の実施にあたって、甲または甲の顧客(以下顧客という)の所有する電子計算機の使用が必要な場合には、甲はその便宜を計るものとする。但し、使用料については甲乙間において別途取り決めるものとする。
- 2 乙は、甲または顧客の機器、備品および施設を使用するに当たってその使用時間、取扱方法、使用前後の整備、管理その他に関しすべて甲の指示に従うものとする。

(成果物の納入および検収)

- 第 13 条 乙は、委託業務による成果物を納入期限までに納入し、甲の検収を受けなければならないものとする。
- 2 成果物の検収は、甲乙立ち会いのうえ行なうものとし、その結果を甲が認めかつ甲が指示した方法により成果物を甲に提出し、甲が文書にて確認した時をもって検収完了とする。
 - 3 検収方法については、別途甲が指定するものとする。
 - 4 検収は成果物の納入後、一週間以内(以下「内容確認期間」という)に実施し、その可否を文書にて乙に通知するものとする。

(検収の不合格)

第 14 条 前条の検収の結果、成果物に不合格のものがあつた場合には、乙は、甲の指定する期限内に甲の指示にもとづき、成果物を修正のうえ甲に提出し、再度検

収を受けるものとする。この場合も前条の規定を適用するものとする。

(瑕疵担保責任)

- 第 15 条 甲および顧客において、成果物を用い計算作業等を行い成果物に対して疑義が生じた場合には、乙は検収完了後といえども誠意をもってその疑義を解明するものとする。
- 2 甲および顧客より成果物に対して、論理上の誤りその他乙の責に帰すべき事由による補正または追加作業の要請があった場合には、検収完了後 6 ヶ月以内に限り、乙は自己の負担において速やかに補正または追加作業を行うものとする。
 - 3 甲が瑕疵を発見した後、遅滞なく書面をもって瑕疵を発見した旨の通知を乙にしなかった場合は、乙は第 1 項の補修義務を免れるものとする。

(成果物の取り扱い)

- 第 16 条 本契約業務の過程における乙単独の開発または創作行為により生じたアイデア、ノウハウ、著作権、ならびに発明、考案および意匠についての特許、実用新案および意匠登録を受ける権利ならびにそれに基づく特許権、実用新案権および意匠権その他の知的所有権（以下、これらを総称して「知的所有権等」という。）は乙に帰属する。本契約業務の過程における甲単独の開発または創作行為により生じた知的所有権等は甲に帰属する。また、本契約業務の過程における甲乙共同の開発または創作行為により生じた知的所有権等については、甲乙の共有とし、その持分については、甲乙協議の上、その割合を決定する。甲乙共有の知的所有権等については、甲および乙は、相互に相手方の許諾を得ることなく、無償で、自由に実施、利用、許諾その他の権利行使ができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、本業務の成果物を甲社内で使用するために必要な範囲で、前項に規定する乙の知的所有権等（共同で開発または創作した過程で、乙の既存の知的所有権等が多く利用され、これが不可分一体の形で生成されていることに鑑み、甲乙の共有にかかるものを含む。本項において以下同じ。）を使用、複製、改変等することができる。甲は、本業務の成果物および乙の知的所有権等を参画業者等（第 11 条第 3 項に定める。）以外の第三者に開示し、許諾する場合には、事前に乙の承諾を得るものとする。

(第三者の権利侵害)

- 第 17 条 報告書、提出物または成果物が、特許権、実用新案権、意匠権、著作権または営業秘密を侵害することを理由として、第三者から何らかの請求・異議等が申し立てられ、または訴訟が提起された場合には、(1) 甲が乙に遅滞なく当該請求につき書面にて通知すること、(2) 当該防御または解決についての全権を乙に与えること、ならびに (3) 抗弁、和解等について、甲が乙の要請に従って

合理的な範囲で乙に協力することを条件として、乙は、自己の責任と費用負担において当該申し立てを解決するものとし、当該申し立て又は訴訟により甲に発生する損害を相当因果関係の範囲で賠償するものとする。

- 2 前項の解決に際し、乙はその選択により、次の各号のいずれかの処置を講じるものとする。
 - (1) 甲が報告書、提出物または成果物を継続して使用できる権利を獲得する。
 - (2) 侵害とならないように報告書、提出物または成果物を修正する。
 - (3) 上記各号の選択の実施がいずれも不可能または著しく困難な場合、当該報告書、提出物または成果物を引き揚げる。この場合、乙は、相当する業務委託料から甲の使用期間に対する減価償却相当分を減額した額を甲に返却する。
- 3 上記の規定にかかわらず、乙は、次のいずれかの事由を原因とする侵害については責任を負担しないものとする。
 - (1) 当該申し立てが甲提出の資料又は甲の指図に起因する場合
 - (2) 当該申し立てが甲による、報告書、提出物または成果物の改造、改変に起因する場合
 - (3) 当該申し立てが甲による成果物の他製品への組込または接続に起因する場合
 - (4) その他乙の責に帰すべき事由以外の事由に起因する場合
- 4 本条は知的所有権侵害に関する乙の責任のすべてを規定したものとする。

(機密保持)

第 18 条 乙は、本契約にもとづく委託業務の履行にあたり知得した甲または顧客の業務に関する資料または知識を本契約有効期間はもちろん本契約解約後ないしは解除後といえども甲の許可または承諾なくしてこれを他に漏洩し、あるいは自ら使用してはならないものとする。

- 2 乙は、乙の作業担当者および他の従業員が前項の機密事項を他に漏洩しないよう万全の処置をとるものとする。

(損害賠償)

第 19 条 故意または過失の如何を問わず、乙が本契約による業務処理方法または、甲の指示と異なる業務処理をなした場合、甲はこれによりこうむった損害の賠償を乙に請求することができるものとする。

- 2 乙が本契約による甲または顧客の機密の漏洩禁止義務に違反し、甲または顧客に損害を与えた場合には、乙はその責に任ずるものとする。
- 3 本契約の履行にあたり、乙が甲の機器備品または施設を毀損あるいは滅失した場合、甲はこれによりこうむった損害賠償を請求することができるものとする。

- 4 前各項の損害が発生した場合には、甲乙双方誠意をもってその解決にあたるものとする。
- 5 但し第2項の違反の場合を除いて、いかなる場合にも、乙が本契約に基づき、あるいは本契約に関連して負担する損害賠償の総額は、本契約に従って乙が甲から受領すべき業務委託料の総額を超えないものとする。
- 6 前項の規定に関わらず、第18条に規定する場合を除き、特別の事情から生じた損害、間接的な損害、結果的な損害、逸失利益、データの喪失・破損については、乙は賠償責任を負わないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第20条 乙は、甲の文書による承諾なくして、本契約にもとづき、および本契約に関連して発生する甲に対する一切の債権を第三者に譲渡しまたは担保の目的に供してはならないものとする。
- 2 乙は委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

(契約締結に要する費用)

- 第21条 甲および乙は、本基本契約締結に際し要する費用についてはこれを折半するものとする。

(契約の解除)

- 第22条 甲は、乙が次の各号の一つに該当した場合、催告を要せず本契約を解除できるものとする。
- (1) 乙が故意または過失により甲もしくは顧客に重大な損害を与えた時
 - (2) 営業の全部または一部を第三者に譲渡した時
 - (3) 他の債権者より仮差押え仮処分を受けた時
 - (4) 手形または小切手の不渡り処分を受けた時
 - (5) 本契約に違反した時
- なお、解約は将来に向かって有効であり、当該解約時点までの本業務の成果物については、甲は引渡請求権を有し、乙は業務委託料及び諸費用の支払請求権を有する。

(契約期間)

- 第23条 本契約の有効期間は平成 年 月 日より平成 年 月 日迄とする。但し契約期間満了日の3ヶ月前迄に甲または乙のいずれか一方から別段の表示がない時は、本契約は更に一ヶ年更新するものとし以後も同様とする。

(残存条項)

第 24 条 第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条の規定は本契約終了後も有効に存続するものとする。

(協議解決)

第 25 条 本契約に定めのない事項および本契約の条項の解釈につき疑義を生じたときは、商慣習等によるほかその都度すみやかに甲乙協議し、円満解決を図るものとする。

以上の契約の証として本証書一通を作成し、甲がこれを保有し乙はその写し(複写機による写し)を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 <郵便番号>
<所在地>

<会社名>

<代表者氏名>

乙 <郵便番号>
<所在地>

<会社名>

<代表者氏名>